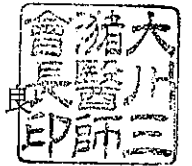




大瀧医発 第22号
平成27年4月24日

小郡三井医師会 御中

大川三瀧医師会
会長 酒井



大川市病児・病後児保育事業にかかる「かかりつけ医師連絡票」について

春暖の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

別紙のように大川市が委託し高邦福祉会が病児・病後児保育事業を実施します。

大川市より当医師会に対し「かかりつけ医師連絡票」の発行依頼があり理事会で協議し、発行に伴い診療情報提供料を適用することです承しました。

(九州厚生局にも確認済みです。)

貴医師会会員の先生方の所でも依頼の可能性があると思われます。宜しくお願ひ申し上げます。

ご不明の点がございましたら当医師会事務局までご連絡お願い致します。

小郡三井医師会より

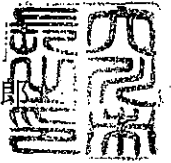
医療保険担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

大川子字第 749号

平成27年3月30日

一般社団法人 大川三潯医師会
会長 酒井 良 様

大川市長 鳩山 二郎



大川市病児・病後児保育事業にかかる「かかりつけ医師連絡票」の発行について（依頼）

大川市では、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的として、平成27年4月1日より病児・病後児保育事業を実施いたします。

つきましては、病児・病後児保育事業を利用する際に必要となりますので、当該児童が本事業利用可能であると認められる場合に限って、別紙「かかりつけ医師連絡票」を発行していただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、文書料につきましては、診療情報提供料（I）250点適用により診療報酬請求していただくとともに、利用者の方より自己負担分の支払いを受けていただくようお願い申し上げます。

【問い合わせ】

市子ども未来課 子ども育成係

電話 85-5535

FAX 86-8483



か かり つ け 医 師 連 絡 票

大川市長 様

大川市病児・病後児保育事業の利用について、下記のとおり連絡いたします。

ふりがな			性別	男 ・ 女	年齢	歳 カ月
児童名						
病名・症状 (該当する 箇所に☑)	☐ 咽頭・喉頭炎	☐ 突発性発疹症	☐ 溶連菌感染症			
	☐ 扁桃腺炎	☐ 手足口病	☐ アデノウイルス感染症			
	☐ 急性気管支炎	☐ ヘルパンギーナ	☐ RS ウイルス感染症			
	☐ 喘息・喘息性気管支炎	☐ 伝染性紅斑（りんご病）	☐ 膿痂疹			
	☐ 感染性胃腸炎	☐ 流行性耳下腺炎	その他の病気			
	☐ 中耳炎・外耳炎	☐ 麻疹	()			
	☐ 水痘	☐ 百日咳				
安静度	☐ 室内保育 ☐ 室内安静 ☐ 隔離を要する ☐ その他 ()					
既往歴 (該当する 箇所に☑)	☐ 熱性けいれん ☐ てんかん ☐ 気管支喘息 ☐ アトピー性皮膚炎 ☐ 食物アレルギー () ☐ 先天性心臓病 ()					
現在服用し ているお薬 (該当する 箇所に☑)	☐ 抗生剤	☐ 粉	☐ 錠	☐ 坐薬		
	☐ 風邪薬	☐ 粉	☐ 錠	☐ シロップ		
	☐ 解熱剤	☐ 粉	☐ 錠	☐ 坐薬		
	☐ 吐気止め	☐ 粉	☐ 錠	☐ シロップ ☐ 坐薬		
	☐ 下痢止め	☐ 粉	☐ 錠			
	☐ 喘息の薬	☐ 粉	☐ 錠	☐ シロップ ☐ 貼付剤		
	☐ 抗アレルギー薬	☐ 粉	☐ 錠	☐ シロップ		
	☐ 抗けいれん薬	☐ 粉	☐ 錠			
	☐ その他	()				
指示事項 (該当する 箇所に☑)	☐ 状態変化時連絡 ☐ 水分補給 ☐ 消化のよい食事 ☐ クーリング ☐ その他 ()					
その他特記 事項						

平成 年 月 日

所 在 地

医 療 機 関 名

担 当 医 師 名

電 話 番 号

㊞

(注) 流行性角結膜炎、頭じらみはお預
かりできません。

連絡票をご記入いただくお医者様へ

この連絡票は、大川市の子育て支援事業の一環として医師会のご協力をいただいているものです。なお、文書料につきましては、診療情報提供（I）250点適用により診療報酬請求していただくとともに、利用者の方より自己負担分の支払いを受けていただきますようお願いいたします。

【当事業への問い合わせ ・ 大川市子ども未来課 TEL 0944-85-5535 】

大川市病児・病後児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、傷病の回復期に至らないが当面症状の急変が認められない児童又は傷病の回復期にある児童を、集団保育が困難な期間において一時的に預かる事業（以下「事業」という。）を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 事業は、市長が第12条に規定する施設等の基準を満たす施設の設置者（以下「事業実施者」という。）に委託して行うものとする。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、原則として次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 生後3か月以上小学校6年生以下の児童
- (2) 次のいずれかに該当する傷病の回復期に至らないが当面症状の急変が認められず、又は当該傷病の回復期にあること。
 - ア 感冒、咽頭炎、中耳炎、扁桃腺炎、消化不良症（多症候性下痢）等の日常見られる疾患
 - イ 麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎等の伝染性疾患
 - ウ 喘息等の慢性疾患
 - エ 熱症、骨折等の外傷性疾患
 - オ その他事業実施者が受け入れ可能であると判断した疾患
- (3) 集団保育が困難であること。
- (4) 保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事由により家庭において保育が困難な児童

(事業の実施日及び時間)

第4条 事業を実施する日は、次に掲げる日を除いた日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (2) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
- (3) 前2号に掲げるものの他、別に市長が事業実施者と協議して定める日

2 事業を実施する時間は、月曜日から土曜日までの午前7時30分から午後6時までとする。

(利用期間)

第5条 事業は、前条第1項に掲げる日を除き、連続して7日を超えて利用することはできない。ただし、事業実施者が認める場合は、この限りではない。

(利用登録)

第6条 事業を利用しようとする保護者は、毎年度、あらかじめ大川市病児・病後児保育事業登録申請書（様式第1号）を事業実施者を経て市長に提出し、登録を受けるものとする。

(利用申込み)

第7条 前条の登録を受けた保護者は、事業を利用しようとするときは、原則として利用日の前日までに、事業実施者に利用予約の連絡を行い、大川市病児・病後児保育事業利用申込書(様式第2号)及びかかりつけ医師連絡票(様式第3号)を提出しなければならない。

(利用承認)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用承認をしなければならない。

- (1) 申込者が施設の収容能力を上回るとき。
- (2) 病状が保育に適さない重篤なものであるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施に支障があると認めるとき。

(費用負担等)

第9条 前条の規定により事業の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、事業を利用しようとする日における別表の区分に従い、同表に掲げる負担額を事業実施者に支払わなければならない。

2 利用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は市町村民税が課されない世帯(以下「市町村民税非課税世帯」という。)に属する者であるときは、事業を利用しようとする日までに、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類を事業実施者に提出しなければならない。

- (1) 生活保護世帯 その旨を明らかにする書類
- (2) 市町村民税非課税世帯 1月から5月までの利用にあつては前々年の所得に係る市町村民税の額を、6月から12月までの利用にあつては前年の所得に係る市町村民税の額を明らかにする書類

3 事業を実施している間に利用対象児童が医療行為を受けたときは、当該医療行為に係る費用は、利用者の負担とする。事業を実施している間に提供を受けた飲食物等の費用についても、同様とする。

(委託料)

第10条 市長は、事業実施者に対して、事業の実施に要する費用として予算の範囲内において委託料を支払うものとする。

2 市長は、利用者のうち生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する者があるときは、事業を利用した当該世帯に属する児童の数に別表中その他の世帯に属する者の負担額を乗じた額を前項の委託料に加算して事業実施者に支払わなければならない。

(実績報告書)

第11条 事業実施者は、事業を実施した月の翌月5日までに大川市病児・病後児保育事業実施報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(施設の基準)

第12条 事業を実施する施設は、保育室、観察室又は安静室、調理室及び調乳室その他事業の実施に必要な設備を有することとし、その基準は、次のとおりとする。

- (1) 保育室の面積は、原則として利用定員1人につき1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下回らないこと。
- (2) 観察室又は安静室は、児童の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、原則として利用定員1人当たり、1.65㎡以上とすること。
- (3) 調理室及び調乳室を有すること。また、専用の調理室が設けられない場合においては、調理室の一部を調乳室として区画すること。
- (4) その他この事業の実施に必要な設備及び備品を備えるものとする。

(定員)

第13条 事業を実施する施設の利用定員は、6名以内とする。

(職員の配置)

第14条 事業実施者は、病児・病後児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)を1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を対象児童おおむね3人につき1名以上配置しなければならない。

(児童の送迎)

第15条 対象児童の送迎は、登録をした保護者が行うことを原則とする。

(医師との連携)

第16条 事業実施者は、事業に関して、かかりつけ医師の理解・協力を得るとともに他の医療機関と連携することにより、病状の急変等緊急の事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整えておかなければならない。

(安全管理)

第17条 事業実施者は、事業実施に当たっては、通常の保育における事故発生予防と安全管理に加えて、事業の特殊性に鑑み、事故の発生防止に特に留意するものとする。

(医療機関との連携)

第18条 事業実施者は、事業の目的に従い、事業の周知及び適切で有効な運営を図るため、市子ども未来課、児童相談所、保健所及び関係専門機関等と十分連携を図るものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

別表(第9条関係)

区 分		負担額
市内に居住する者	生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に属する者	0円
	その他の世帯に属する者	1日当たり 2,000円

市外に居住する者	市内に勤務する者	1日当たり 3,000円
	それ以外の者	1日当たり 4,000円